

契 約 書（ 案 ）

- | | |
|----------------|---|
| 1. 契 約 件 名 | 玄関マット及びモップ賃貸借契約 |
| 2. 品 名 及 び 数 量 | 仕様書のとおり |
| 3. 契 約 単 価 | 金 円 （内消費税相当額 円） |
| 4. 契 約 期 間 | 令 和 7 年 4 月 1 日 ～ 令 和 8 年 3 月 31 日 |
| 5. 履 行 場 所 | 仕様書のとおり |
| 6. 契 約 保 証 金 | 免除 |

上記について、支出負担行為担当官 北海道運輸局長 井上 健二を発注者とし、
【契約者名】を受注者として、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第 1 条 受注者は、この契約に定める条件に従い契約物品を納入し、発注者は、受注者にその対価として代金を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 2 条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ずにこの契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約により生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させてはならない。

（物品の納入）

第 3 条 受注者は、契約物品を発注者の指示に基づき、発注者の指定する期日及び場所に納入するものとする。

（検査及び代金の請求）

第 4 条 発注者は受注者から契約物品の納入を完了した旨の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。

- 2 契約物品の引渡しは、発注者が検査を終了したときに終わるものとする。
- 3 引渡し前に生じた契約物品の亡失及び毀損は全て受注者の負担とする。
- 4 受注者は、第 1 項の検査の終了後、発注者へ代金を請求するものとする。

（代金の支払）

第 5 条 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとする。

- 2 発注者は、発注者の責に帰する事由により前項の約定期間内に代金を支払わない場合は、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し年 2.5 %の率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

(引渡時期の延期)

第 6 条 受注者は、天変地異その他受注者の責に帰さない事由により納入期限までに契約物品を納入することができない場合は、発注者に対しその事由を明らかにした書面を提出して納入期限の延期を求めることができる。

- 2 発注者は、やむを得ないと認めたときは、前項の延期を承認することができる。

(延滞金)

第 7 条 受注者は、受注者の責に帰する事由により納入期限までに契約物品を納入することができない場合は、発注者に対し納入の猶予を求めることができる。

- 2 受注者は、前項により契約物品を納入することができない場合は、納入期限の日の翌日から納入した日までの日数に応じ、延滞相当部分の金額に対し年 3. 0 % の率を乗じて計算した額の延滞金を発注者に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第 8 条 発注者は、本契約が完了した後でも種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、発注者の指示により生じたものである場合（ただし、受注者がその記載内容、指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときを除く）を除き、受注者に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

- 2 発注者が、前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から 1 年以内（数量の不足については 5 年以内）に受注者に通知することを要する。ただし、受注者が第 3 条の物品の納入時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第 9 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が契約の解除を申し出たとき
- (2) 受注者の責に帰する事由により納入期限又は猶予期限までに受注者がこの契約を履行する見込みがないとき
- (3) 受注者が第 2 条の規定に違反したとき
- (4) この契約に関して受注者又は受注者の代理人若しくは受注者の使用人に不正行為があったとき
- (5) 納入した物品が第 4 条による検査に合格しないとき
- (6) 前各号のほか受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき
- (7) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所が不明となったとき
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき
 - (イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店

若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき

- (ロ) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (ハ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - (ニ) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したとき
 - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - (ヘ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (ト) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が(イ)から(ヘ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - (フ) 受注者が、(イ)から(ヘ)までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合((ト)に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき
- (9) 発注者の都合により契約の解除をするとき

(違約金)

第10条 受注者は、前条第1号から第6号及び第8号までの規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、契約単価に予定数量を乗じて計算した額の総額(以下「契約金額相当額」という。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、前条第1号の場合において、受注者の責に帰さない事由のときは、この限りでない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第11条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額相当額(この契約締結後、契約金額相当額の変更があった場合には、変更後の契約金額相当額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含

- む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき
- (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わない場合は、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第12条 この契約に関し、定めのない事項又は発注者、受注者の間に紛争の生じた事項については、その都度発注者受注者協議のうえ決定する。

第13条 この契約に関する訴えは、発注者の所在地を管轄する裁判所に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年4月1日

発注者 札幌市中央区大通西10丁目
支出負担行為担当官
北海道運輸局長 井上 健二

受注者